

# 自主防災組織 防災訓練マニュアル

YORII  
bousai

令和3年10月

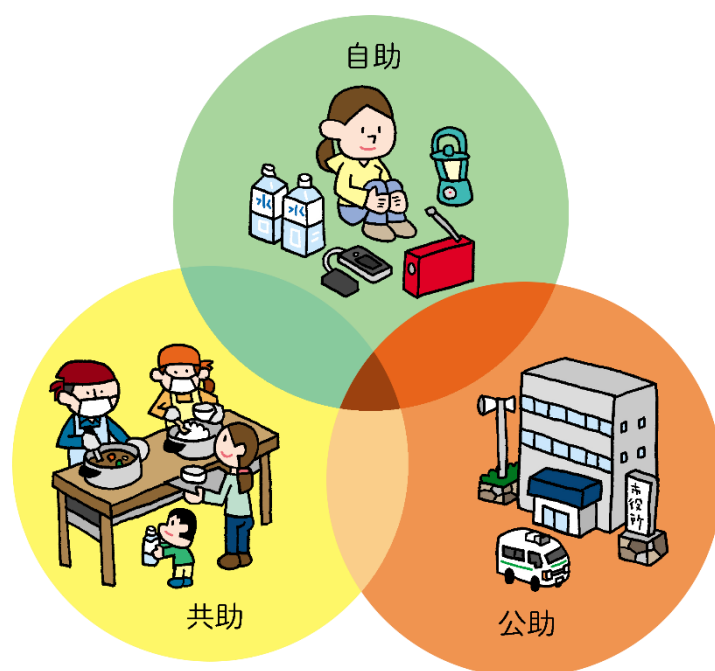
寄 居 町

はじめに

このマニュアルは、自主防災組織が日頃から行う防災訓練に活用していただくために作成したものです。

大規模で広域的な災害が発生した直後は、行政が全ての被災者を迅速に支援することは難しく、また、行政自体が被害を受けている場合もあり、行政の対応（公助）には限界があります。

そこで、一人ひとりが、自分の身は自分で守る（自助）とともに、地域や近隣住民同士で助け合う（共助）ことがとても重要になります。



共助は、自主防災組織が担うべき活動の中核となるため、いざというときに備え、日頃から自主的に防災訓練を行い、地域防災力の向上を図りましょう。

# 目次

I	自主防災組織とは	
1	自主防災組織の役割	3
2	自主防災組織とはどんな組織か	4
3	自主防災組織の活動計画	5
4	リーダーの重要性	5
5	リーダーを育てる	6
6	リーダーの役割	6
II	平常時の防災活動	
1	住民への防災知識の普及・啓発	11
2	要配慮者の対策	14
3	勉強会・講演会等の実施	16
4	タイムラインの作成	16
5	防災訓練の実施	16
	初期消火訓練	19
	情報収集・伝達訓練	21
	避難訓練	23
	救出・救護訓練	24
	炊き出し（給食・給水）訓練	25
	災害図上訓練【DIG】	26
III	補助金制度	
	自主防災組織補助金	30
IV	資料	
	寄居町自主防災組織補助金交付要綱（抜粋）	31
	自主防災訓練開催に伴う機材の借用申請書	40
	自主防災訓練開催に伴う消防職員の派遣について（お願い）	41

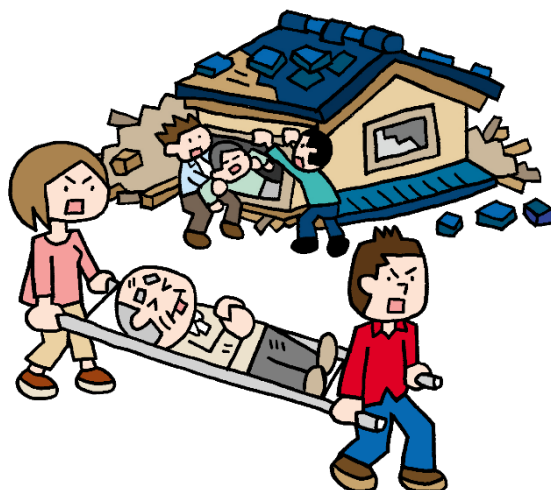
# I 自主防災組織とは

## 1 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、住民が的確に行動し被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害被害に対する備えを行います。また、実際に災害が発生した場合には、初期消火や被災者の救出・救助、避難誘導、情報収集・伝達、避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

### 【自主防災組織の活動】

- |     |   |
|-----|---|
| 平常時 | ： 地域内の安全点検、防災資機材の備蓄・点検・管理、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 など |
| 災害時 | ： 初期消火、被災者の救出・救助、避難誘導、情報収集・伝達、避難所の運営 など         |

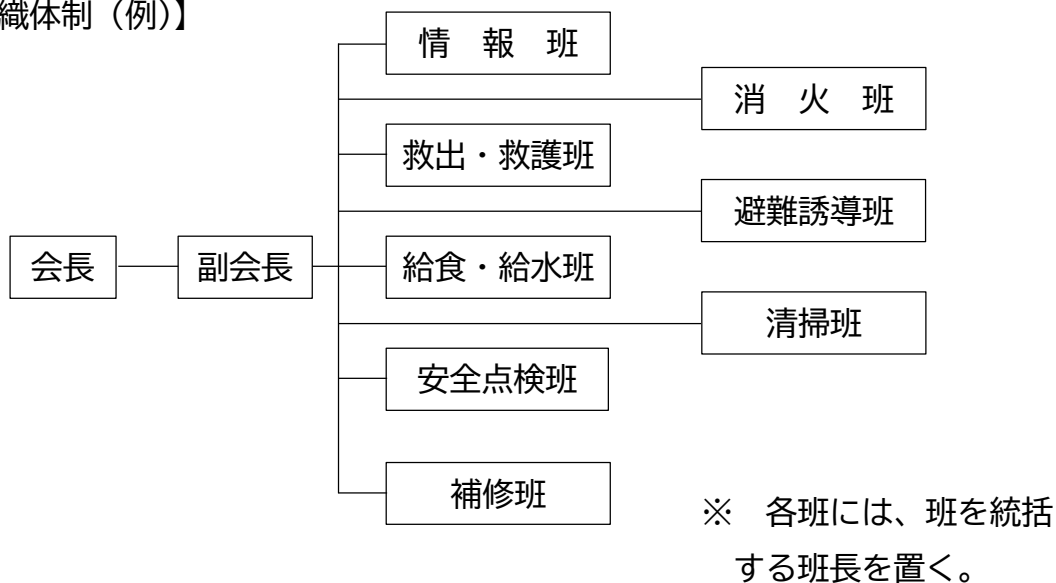


## 2 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、地域の安全のため住民が自主的に結成する組織で、会長・副会長等を中心として概ね次のような役割ごとの班構成による組織体制となります。

地域によって、想定される災害の種別や自然条件等が異なりますので、それぞれの地域の実情に応じた適切な組織体制を整備しましょう。

### 【組織体制（例）】



### 【主な班分け】

班名	平常時の役割	災害時の役割
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報収集・伝達</li> <li>■広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■状況把握</li> <li>■活動報告</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消火訓練</li> <li>■器具の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初期消火活動</li> </ul>
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資機材の備蓄・点検・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■負傷者等の救出・救護</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難路の巡回・点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難の呼びかけ・誘導</li> </ul>
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■器具の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水・食料等の配分</li> <li>■炊き出し</li> </ul>
清掃班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみ処理対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみの処理</li> </ul>
安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■危険箇所の巡回・点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■巡回・危険箇所の広報</li> </ul>
補修班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資機材の備蓄・点検・管理</li> <li>■技術者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■応急修理等</li> </ul>

### 3 自主防災組織の活動計画

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、日頃どのような対策を進め、災害時にはどのように活動するか、具体的な計画を立てておく必要があります。高齢者の数や地形特性などを踏まえ、地域の実情に即した内容で計画しましょう。

#### 【活動計画に盛り込む内容（例）】

- 自主防災組織の構成と役割分担
- 防災知識の普及・啓発とその方法、実施時期
- 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法
- 情報の収集・伝達方法
- 出火防止対策、初期消火対策
- 救出・救護活動
- 避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所
- 食料・飲料水の確保、炊き出し
- 他組織との連携 など

### 4 リーダーの重要性

ひとつのことを多くの人数で行う場合、リーダーの存在が大変重要になります。特に災害などの非常事態において個々でばらばらの行動をとると、現場は混乱し、被害を拡大させることにもなりかねません。このようなときに的確な指示を出せるリーダーがいれば、二次災害の発生を防ぎ、被害の拡大を最小限に抑えることができます。



## 5 リーダーを育てる

自主防災組織の活動が活発に行われるかどうかはリーダーの資質によるところが大きいといわれていますが、リーダーの高齢化や役職の重複、専門知識の不足などの理由から適切な行動がとれないといった問題も指摘されています。こういった問題を解決するには、サブリーダーや防災アシスタントを置いて一人の人への負担を小さくしたり、消防OB・OGや消防団経験者等にリーダー育成員として長期間在任してもらうなど、組織のみんなが協力する体制づくりが重要です。

## 6 リーダーの役割

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、住民と協力し、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、自力で避難することが困難な要配慮者の把握などを行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努めます。

また、災害時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

リーダーは、まず自主防災組織と地域の現状を把握することが必要です。

### ① 自主防災組織の現状把握

#### a. 住民に関する情報整理

地域内にどのような人がいるのか、災害時に技術的に活用できる人がいるのか、特に支援を要する人はどこに何人いるのかといった情報は、災害時の活動や状況把握に非常に役立ちます。リーダーは、平時からこうした情報を整理しておきましょう。

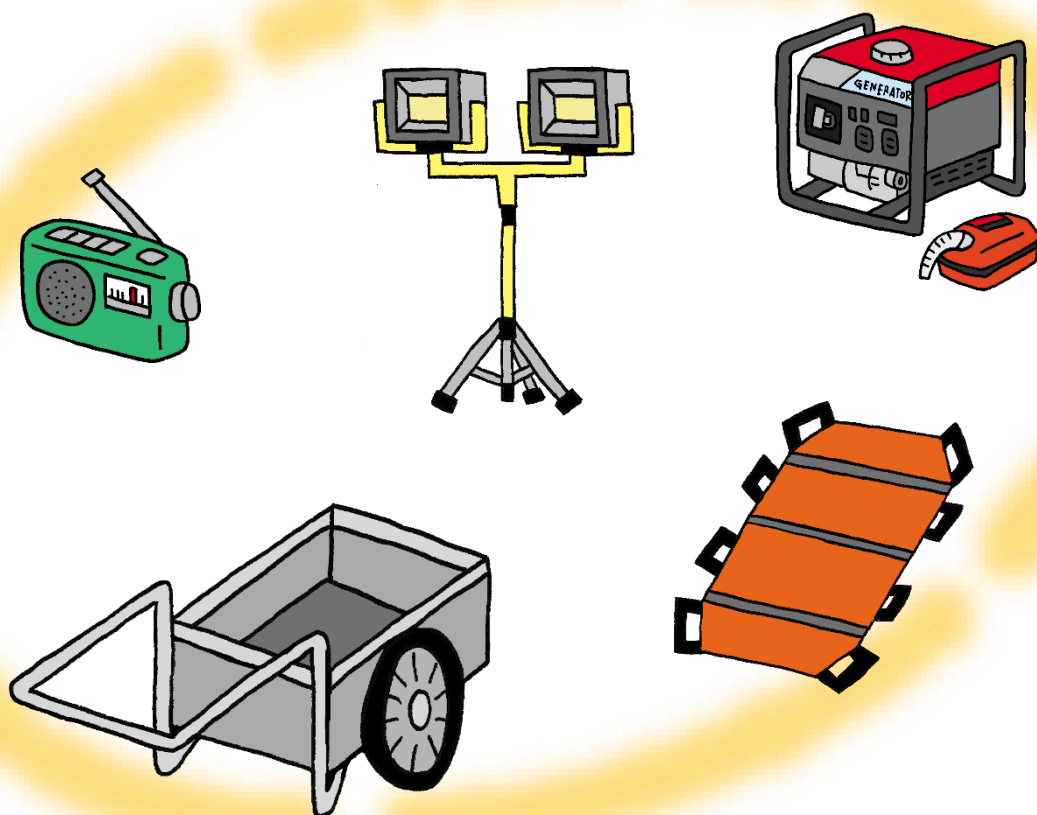
なお、これらの情報は個人情報に係る事項も多いため、取り扱いについては十分注意する必要があります。

## b. 防災資機材の整備・点検・管理

自主防災組織が災害時に防災活動をスムーズに行うために、それぞれの活動に必要な資機材を整備しておく必要があります。災害時に備えて、現在ある資機材を確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。

また、備えておくだけで、いざというときに使えなければ意味がありません。点検や有効期限の確認を定期的に行い、訓練などで取り扱い方法の習熟に努めましょう。防災倉庫の鍵の保管場所、管理方法を周知しておくことも大切です。

なお、町では、自主防災組織が行う防災資機材の整備・修繕に要する経費に対して補助金を交付しています。対象となる経費や申請方法等については、30ページ以降をご確認ください。





## ② 地域の状況把握と防災マップの整備

### a. 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の地域についてよく知ること、どんな危険があるのか、どんな人が住んでいるのかなどを知ることです。

次の事項について点検し、地域のことを把握しましょう。

#### ■ 地理的条件

- ・ 地形、地質、河川、住宅密集度
- ・ 土砂災害警戒区域等、浸水想定区域 など

#### ■ 社会的条件

- ・ 世帯数、昼夜間別人口
- ・ 食料、生活必需品、医療品の取り扱い店舗
- ・ 行政施設、医療機関の位置、所要時間、社会福祉施設の有無
- ・ 交通手段、通信手段 など

#### ■ 人間関係

- ・ 組織内各世帯の家族構成、乳幼児、高齢者、要配慮者の居住状況
- ・ 技術、技能保有者（元消防士、元看護師、無線技士、重機を操縦できる人等）、救助活動経験者の有無
- ・ 利用可能な建物所有者への協力依頼 など

#### ■ 防災上の危険要因

- ・ 避難経路の道幅と災害時における使用の可否
- ・ 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所
- ・ 倒壊の恐れがある家屋、煙突、ブロック塀、自動販売機 など

#### ■ 防災上の安全要因

- ・ 井戸、防火水槽等の水源
- ・ 避難場所、消火器やA E D等の資機材設置場所、防災倉庫 など

## b. 防災マップの整備・点検

地域内の危険箇所や防災施設などを把握したら、その内容を盛り込んだ防災マップを作成しましょう。防災マップは、災害時の活動や防災上の課題の把握などに役立つほか、住民で情報を共有することによって、防災意識の向上にもつながります。



## ③ 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自主防災組織の現状を把握したら、次はその内容をもとに分析を行い、組織の活動目標や防災訓練、研修会などの計画を策定することで意識を高めます。

リーダーは、率先して多くの意見を聞き、組織全体で取り組むようにしましょう。

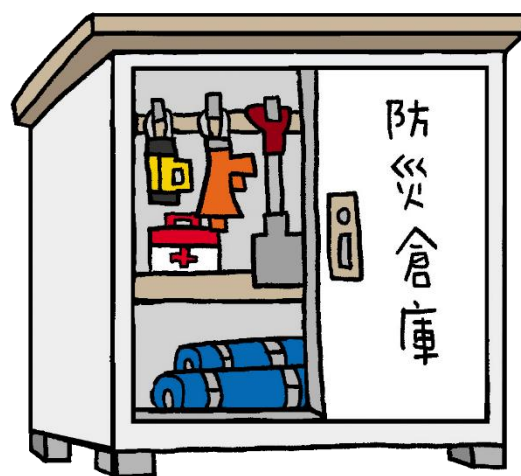
### 【計画策定のポイント】

- 班別に計画を検討する  
各班別に検討することで、活動の漏れをチェックできます。
- 優先順位をつけて検討する  
各班別の意見をテーマごとに関連付けて整理し、優先順位をつけます。  
重要度や緊急性などを考慮して実現可能なものを検討しましょう。
- 時間や予算を考慮して計画する  
テーマ別に整理された内容に、時間的な制約や予算といった要素を考慮して計画しましょう。
- 年間重点項目を決定する  
年間活動計画に重点項目（目玉事業）を設けることで、メリハリの利いた計画ができます。

【年間活動計画（例）】

〇〇年度 〇〇区自主防災組織年間活動計画

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 〇月 役員会議        | 〇月 地区防災訓練打合せ    |
| 〇月 要配慮者の確認     | 〇月 避難経路確認       |
| 〇月 班単位の検討会     | 〇月 地区防災訓練       |
| 〇月 防災講演会・資機材点検 | 〇月 消火器点検・初期消火訓練 |
| 〇月 家庭内対策の普及・啓発 | 〇月 救急救命講習会      |



## II 平常時の防災活動

### 1 住民への防災知識の普及・啓発

#### ① 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に抑えるためには、多くの住民が防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、自主防災組織が住民に知識や情報を伝え、普及させていく必要があります。

災害から生命と財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて日頃から十分な準備をしておくこと、住民同士の連帯感を高めておくことが極めて大切です。日頃から「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域はみんなで守る」という「自助」「共助」への意識づけに取り組んでいきましょう。

#### ② 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災での犠牲者の8割以上は、家屋の倒壊が原因でした。また、けがをした方の半数近くは、家具の転倒によるものでした。

この経験から、「建物の倒壊が人命に直結する」という意識は一般に定着し、建物の倒壊に対する危機意識は高まりました。しかし、住民の中には「自分だけは大丈夫」「自分の家は大丈夫」といった意識があり、自宅の耐震改修や家具固定など具体的な行動に必ずしも直結していないのが現状です。

また、携帯ラジオや懐中電灯、医薬品といった非常時における持出品の備えも、多くの家庭では十分にできていない傾向にあります。

過去の災害を教訓として、いま一度各家庭における防災対策の重要性を再認識し、徹底する必要があります。

## －家庭内対策のポイント－

### 家屋の耐震診断

昭和56年5月以前の基準で建築された家屋は地震に対する耐力が十分でない場合がありますので、耐震診断を受けましょう。



### ブロック塀の点検・改善

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れがなかったり鉄筋が入っていないなど、安全でないものがあります。

避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難や緊急車両等の通行の妨げになる可能性がありますので、所有者へ点検・改善の実施を呼びかけましょう。

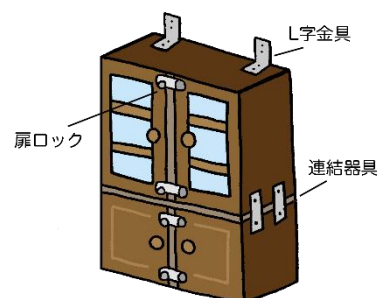


### ガラスの飛散防止

大地震や突風による飛来物により、ガラスが割れて飛散し負傷する事例があります。強化ガラス等に取り替えたり、飛散防止フィルムを貼るなどの対策が効果的です。

### 家具類の転倒・落下防止

家具の転倒で下敷きになったり、食器類や本などの落下による被害を防ぐため、家具の固定や扉ロックによる落下防止対策をしておきましょう。



## 家庭内備蓄・非常用持出品の準備

家族の人数に応じて準備し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきます。

### 【持出品の例】

#### 貴重品

現金（公衆電話用に10円硬貨、100円硬貨等）、印鑑、  
身分証（運転免許証、保険証等）のコピー、預貯金通帳のコピー、  
車・家のスペアキー

#### 情報収集

携帯電話、携帯ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー、ハザードマップ、  
筆記用具

#### 救急用品等

救急用品（ばんそうこう、傷薬等）、医薬品（常備薬、持病の薬等）、体温計、  
アルコール消毒液、マスク、ティッシュ・ウェットティッシュ、  
衣類（着替え用）、タオル

#### 非常用食品

非常食、飲料水

#### 生活用品・その他

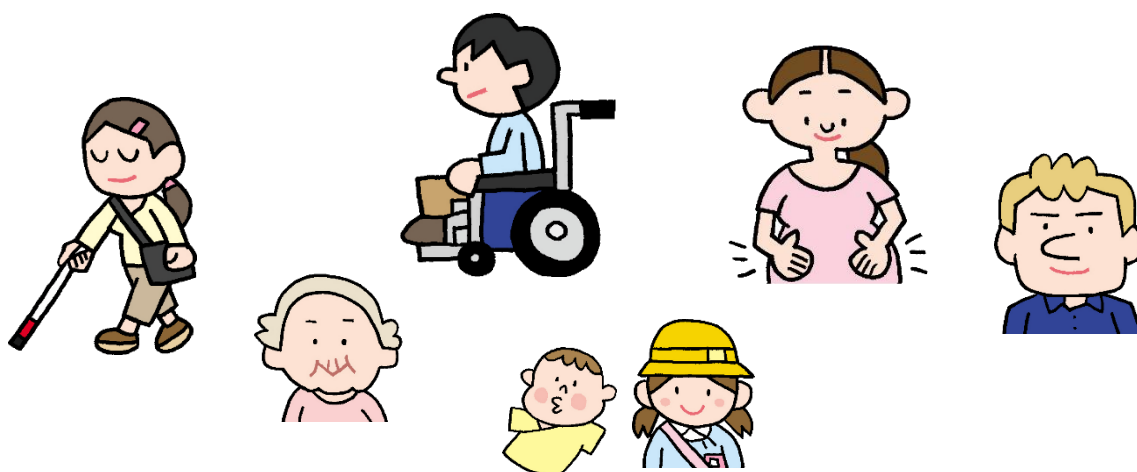
懐中電灯・ヘッドライト、  
ヘルメット・防災ずきん、軍手、  
毛布（簡易ブランケット）、  
ライター・マッチ・ろうそく、  
万能ナイフ、歯磨きセット、  
紙コップ・紙皿、携帯用トイレ、雨具、  
離乳食・粉ミルク・紙おむつ（乳児のいる場合）、生理用品（女性）、  
せっけん、スリッパ、笛・ブザー、ビニール袋、レジャーシート、  
食品用ラップフィルム



## 2 要配慮者の対策

### ① 要配慮者とは

災害時に、自分自身で生命の安全を確保することが困難で、何らかの支援を必要としている人のことで、障がい者、高齢者、傷病者、乳幼児、妊婦などを指します。また、地理や日本語に関する知識が乏しい外国人なども、災害の危険を認識しにくいことから要配慮者に含まれます。



### ② 要配慮者へのケア

要配慮者は、ハンディキャップの内容や程度によってその支援内容は様々です。自主防災組織として、日頃から要配慮者と交流を持ち、その人に合った安全対策とケアの体制を確立することが重要です。

なお、プライバシーに関する部分には、十分配慮するようにしましょう。

### ③ 要配慮者の把握

災害が発生したときに、要配慮者の安否確認、避難支援等が確実に行えるよう、あらかじめ要配慮者の住所等を把握しておくことが必要です。

要配慮者は、避難等に時間がかかることもあります。どのような支援が必要かを事前に自主防災組織で話し合い、迅速に対応できる体制をつくっておくことが大切です。

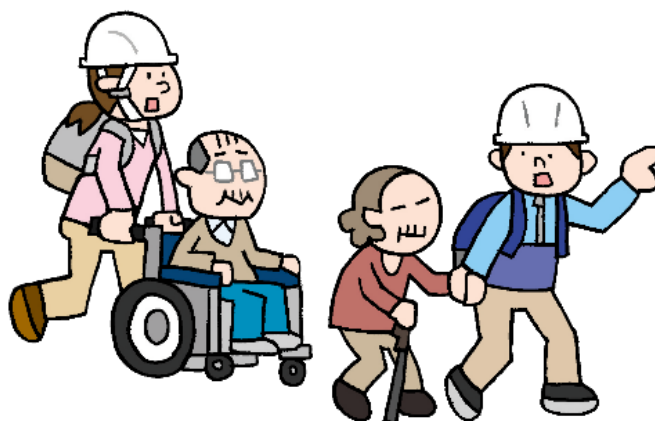
#### ④ 地域で取り組むべき対策

発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。

例えば、聴覚に障害のある人には、音声以外の伝達方法で直接連絡する担当者を決めるなどの対策が考えられます。また、高齢者など一人で避難することが困難な人は、事前に誰が避難を支援するのか決めておきましょう。

#### ⑤ 要配慮者が参加する防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日頃からの地域のつながりです。要配慮者やその家族の方に、積極的に防災訓練に参加してもらいましょう。





### 3 勉強会・講演会等の実施

住民が災害に対する正しい知識を持ち、事前の備えをして、いざというときに迅速で的確な行動ができるよう、勉強会・講演会等を実施し、防災知識の普及・啓発に努めましょう。地域に即した内容で行うことが大切なので、町が発行しているハザードマップやマイ・タイムライン等を積極的にご活用ください。

また、町では防災DVD（プロジェクター・スクリーン）の貸し出しを行っておりますので、視聴を希望する場合は、別紙の「自主防災訓練開催に伴う機材の借用申請書」を町に提出してください。

### 4 タイムラインの作成

台風による風水害など、ある程度予測できる災害に備えて、行動計画（タイムライン）を作成しましょう。自主防災組織版のタイムラインを作成し、いつまで何をしておくかを整理しておくことで、いざというときに落ち着いて行動できるようになり、被害の拡大を最小限に抑えることができるようになります。

### 5 防災訓練の実施

#### ① 訓練の目的

実際に災害が発生したときは、家屋や道路などの被害のほか、電気、水道、ガス、電話などが使用できなくなるなど、人的な被害も大きくなることが予想されます。そのような状況下でも落ち着いて行動できるよう、日頃から十分に訓練を重ねておく必要があります。

防災に関する知識だけでは、いざというときに行動できないので、自主防災組織として定期的に様々な訓練に取り組むようにしましょう。

#### ② 訓練の成果をあげる

防災訓練は、「災害発生時に実際に役立つ」「防災の知識が身につく」というものでなければなりません。訓練の成果をあげるために、次のポイントをおさえたい訓練を実施しましょう。

## 【訓練実施のポイント】

- 実施計画を立てて計画的な訓練を
  - ・決められた時間内で効果的な訓練を実施する。
  - ・訓練の目的や実施要領を明らかにして訓練を実施する。
- 関連機関と調整を
  - ・訓練の実実施計画ができれば、早い段階で防災関係機関に内容の検討や指導協力を依頼する。初期消火訓練や応急救護訓練などで消防職員の派遣を希望する場合には、事前に別紙の「自主防災訓練開催に伴う消防職員の派遣について（お願い）」を町に提出してください。
- 地域の特性に応じた訓練を
  - ・地域によって、土砂崩れの恐れがあったり、住宅密集地で延焼拡大の恐れがあったりと、災害の危険性は異なるので、その地域の特性を考慮した訓練を実施する。
- 訓練実施の周知を徹底し、訓練内容に変化を
  - ・回覧板、ポスターなどを利用して、訓練の実施をすべての住民に周知する。
  - ・いつも同じような日時設定ではなく、休日や夜間など、より多くの住民が参加できる日時も取り入れる。
  - ・様々な年代の人が参加できるように訓練内容を工夫したり、テーマや年代層を絞り変化に富んだ訓練を実施する。女性だけや高齢者と子供を対象にした避難訓練、高校生等による情報伝達訓練など、やり方を工夫してみましよう。
- 興味を持って参加し、楽しめる訓練を
  - ・防災訓練は、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種防災資機材の操作方法などを住民に理解してもらうための大切な機会なので、少しでも参加しやすいようにイベント的な要素を取り入れる。

### ③ 事故防止

訓練中の事故を防ぐために、次の点に注意しましょう。

#### a. 事前に十分な説明を

訓練前に必ず参加者に注意を促し、訓練で使用する資機材については、操作方法、危険性などについて十分な説明を行いましょう。

#### b. 服装は訓練に適したものを

軍手、ヘルメット（防災ずきん）などを必要に応じて着用しましょう。

#### c. 訓練中に事故が発生した場合には適切な措置を

訓練中は整理・整頓を心がけ、事故防止に万全の注意を払いましょう。万一事故が発生した場合は、けが人の救護を最優先に適切な措置をしましう。

### ④ 防災訓練時の補償制度について

各区（自主防災組織）の事業として行われる防災訓練での事故については、寄居町連合区長会が加入している自治会活動保険の対象となりますので、補償の条件や内容等を確認しておきましよう。

### ⑤ 各種訓練

防災訓練は、次のような様々な訓練が実施されていますが、どの訓練も非常に重要です。それぞれの訓練の成果を総合的に発揮することが出来れば、災害時の被害の拡大を最小限に抑えることができます。

また、災害が発生したときに身の回りでどのような被害が発生する恐れがあるのか、あらかじめ理解しておくことも大切です。イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組み、いざというときに落ち着いて行動できるようにしておきましよう。

## 初期消火訓練

大規模災害時に最も被害を拡大させるものの一つが火災です。

火災の拡大を防ぐためには、初期消火が欠かせません。消火器、バケツなどの消火用資機材の使用方法や消火技術を習得しましょう。

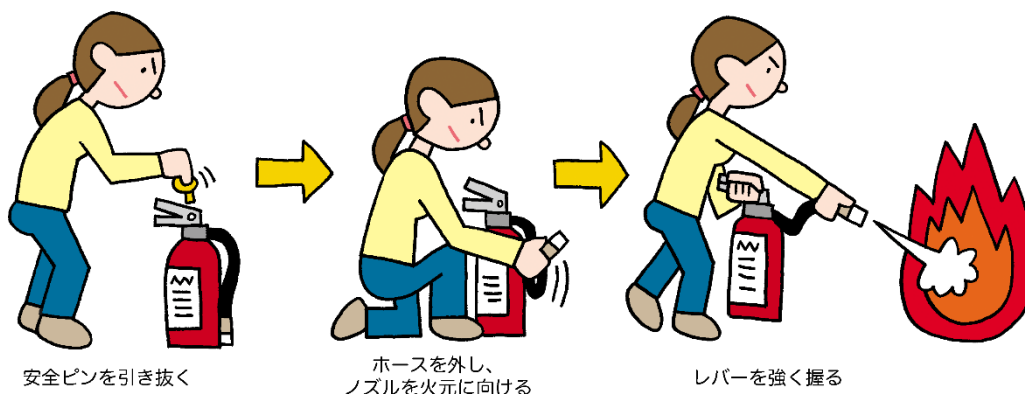
### 消火器での訓練

水消火器による消火訓練で消防職員の派遣を受ける場合は、消防署が消火器を準備します。

粉末消火器による消火訓練を実施する場合は、消火器、オイルパン、点火棒、廃油などの資機材の準備や後片づけをすべて自主防災組織が行います。

### 消火器の使い方

1. 黄色い安全ピンを上引きぬく
2. ホースを外し、ノズルを火元に向ける
3. レバーを強く握って放射する



- ※ 火元をねらって、手前からほうきで掃くように放射します。
- ※ 屋外では風の影響を考慮して風上から放射します。
- ※ 消火器が重いときは、消火器を置いたままレバーを握って放射します。

### バケツリレーでの訓練

1. 水槽から消火目標の2～3 m手前まで、約1 m間隔で1列に並ぶ
2. バケツの取っ手の上部を両手で持つ人と、下部を両手で持つ人で交互に並び、ぶつからない様にして手渡す
3. 消火目標に風上から近寄り、目標から2～3 mの安全距離をとって火の勢いを抑えるようにねらって水をかける



※ バケツに入れる水の量は、重さやこぼれる量を考えて5～6割程度にします。

災害発生時は、電話などの通信手段が途絶えたりつながりにくくなり、必要な情報を収集・伝達することが困難になります。不確かな情報やデマにより住民がパニック状態に陥ると、更なる被害拡大につながることも考えられますので、日頃から情報を正しく迅速に収集・伝達する方法を訓練しておきましょう。

### 情報収集訓練

地域内の避難状況、災害に伴う被害状況（死傷者、建物、交通等の破損程度など）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に町災害対策本部等に報告する手順を訓練します。

1. 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す
2. 情報班員は、現場で被災状況を収集する（「いつ、何が、どこで、どうして、どのように」になっているのかをメモにとる）
3. 情報班員は、情報班長に収集した情報を伝える（口頭だけの伝達は避ける）
4. 情報班長は、この情報を記録、整理して町災害対策本部等に報告する



- ※ 詳しい状況が分からない場合、第1報では概要のみを速やかに報告し、第2報以降に確認した情報を伝達するなど時機に適した報告が大切です。
- ※ 災害時には、デマや噂が流れがちになるので、情報はできるだけ事実を確認しましょう。
- ※ 町災害対策本部等に報告する場合の報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がないようチェックする体制をつくりましょう。
- ※ 「異常なし」も重要な情報なので、定期的に報告しましょう。

## 情報伝達訓練

町災害対策本部等の防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビ等から得た情報を正確・迅速に住民に伝達する手順を訓練します。

1. 防災関係機関やラジオ・テレビ等から得た情報をまとめる
2. 情報班長は、分かりやすい伝達文にして、口頭及びメモで伝達にあたる情報班員に伝える
3. 情報班員は、地域分担して拡声器などで伝達する（口頭だけでなくチラシや掲示板などにも掲示する）

- ※ 伝達は簡単な言葉を使いましょう。
- ※ 口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡しましょう。
- ※ 情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱させましょう。
- ※ デマや噂には数字がからむことが多いので、数字の伝達には特に注意しましょう。
- ※ 各世帯への情報伝達を正確かつ効率的に行うため、あらかじめ地区内の伝達経路を定めておきましょう。
- ※ 視聴覚等に障害のある方や日本語が不自由な外国人への情報伝達には十分に配慮しましょう。

災害発生時、適切な避難誘導が行われなければ住民はバラバラに移動し、相互にコミュニケーションが取れなくなります。そうすると、誰がどこにいるのかわからなくなり、要配慮者への支援もできなくなってしまいます。

突然災害が起こっても、素早く安全に避難できるように、避難経路や避難所などを住民一人ひとりに周知し、避難時の携行品や服装などについて指導するとともに、一人で避難することが困難な要配慮者への支援の方法なども習得しましょう。

1. 情報班により住民に避難を伝達
2. 住民は火災発生防止の処置（ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす）を行うとともに、安全な服装で当座の生活必需品を携行し、避難場所に集合
3. 避難場所に到着したら迅速に人員の確認を行い、不明者がいる場合は手分けして安否確認

※ 避難場所への避難のためのグループをつくり、避難誘導員、情報員などの役割を示しましょう。

※ リーダーは、避難路の安全を確認し、行動を指示しましょう。

※ 要配慮者を中心にして、避難者がはぐれないようロープ等につかまって避難しましょう。

※ 避難途中も、ラジオなどから災害情報を入手しましょう。

※ 夜間訓練にも取り組んでみましょう。





## 救出・救護訓練

はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用方法や家屋の倒壊、落下物によるけが人の救護活動などについて学びましょう。

### 倒壊家屋からの救出・救助訓練

1. 廃材やベニヤ等を利用して倒壊した建物等を作る
2. 人形等を利用し、中に生存者がいることを示す
3. 救出にあたり、挟まれている人に声をかけ、安心感を与える
4. 木材やバールをテコにして（あるいはジャッキ等で）空間をつくる
5. 隙間が崩れないように、角材などで補強し救出する



※ 参加者は、ヘルメットや釘を踏み抜かないような靴、軍手など服装に留意しましょう。

※ 廃材等が使われることが多いため、擦り傷などに備え救急箱を準備しましょう。

※ 訓練にあたっては、専門的な知識を有する方に指導を受けましょう。

### 応急救護訓練



骨折や出血などの応急手当の方法や、心肺蘇生法、AEDの取り扱いなどについて、正しい知識を身に付けましょう。

消防職員にも参加してもらい、指導を受けるようにしましょう。

## 炊き出し（給食・給水）訓練

災害時は、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するため、食料や飲料水などの入手が困難になります。

一般的に、災害が発生してから救援物資が届くまで3日程度かかるとされており、それまでの間は自力で対処しなければなりません。

調理器具や資材の扱い方、食料の配給方法を習得しましょう。

1. 釜や大鍋などを使用しておにぎりやカレーライス、豚汁などの炊き出しを行う
2. 非常食を実際に調理し、食べてみる

※ 発災後の衛生状況の悪い中で大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の消毒・洗浄はしっかり行いましょう。



## 災害図上訓練【DIG (ディグ)】

DIGとは、災害想像力ゲーム (Disaster Imagination Game) の頭文字から命名されたもので、参加者が大きな地図 (防災マップ) を囲み、議論を交わしながら災害時に想定される危険等を地図に書き込んでいく訓練です。

### 【用意するもの】

地域の地図 (住宅地図・都市計画図等)、ハザードマップ、透明シート、油性ペン、ベンジン (除光液等)、ティッシュ、付箋、セロテープ、布テープ、はさみ、ラベルシール

1. グループ分け (5分)  
1グループ10人程度で、参加者全員が議論に参加できるようにする。  
リーダーと記録係を決める。
2. 雰囲気づくり (10分)  
自己紹介などにより、参加者が意見を出しやすい雰囲気をつくる。
3. 参加者の立場の明確化と被害想定の説明 (15分)  
参加者がどういう立場で、どのような災害 (地震・風水害) に立ち向かうのか、その役割を確認する。参加者の立場は、訓練のテーマに応じてあらかじめ設定しておいてもよい。  
どのような被害が発生しているかの被害想定を提示し、説明する。

#### 4. 地図への書き込み（60分）

##### ■ 防災に関する条件

- ・交通施設（道路、線路等）、河川等の線状を色分けして塗りつぶす。
- ・役場、学校、医療機関、消防署、公園（避難場所）などの施設に、付箋に名称を書いて貼る。
- ・ハザードマップや過去の災害経験から危険な箇所に、付箋に内容を書いて貼る。

##### ■ 被害状況

- ・3の被害想定により当然考えられる被害状況を、付箋に書いて貼る。

※ 書き込みは全員で行いましょう。

#### 5. 対策を考える（20分）

出来上がった地図から予測される災害に対し、どのような対策をとれるのかを考え、付箋に書き込んでいく。ある程度まとまったら、グループ内で意見交換を行う。

#### 6. 成果発表（10分）

グループごとに話し合った内容について発表する。様々な考え方を共有することで、参加者の考えがより深まる。

## ⑥ 協働による自主防災組織の活性化

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ることを目的に自主的に結成されたものです。大規模な災害が発生すると被害は広範囲に及ぶので、一地域の自主防災組織だけで対応するのは限界があります。

いざというときに一体となって防災活動を行うことができるよう、地域の行政機関や他の自主防災組織等との連携を密にしておきましょう。

### a. 消防団と

日頃から火災予防や初期消火活動を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。消火訓練はもとより救出・救助や避難場所での活動など各種訓練においても、消防団と密接な連携をとるようにしましょう。

### b. 学校と

町内の学校はすべて指定避難所となっており、学校の教職員も避難所の運営に関わることになると考えられます。実際に避難した際に混乱しないように、他の自主防災組織も交えて学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておきましょう。

### c. 他の自主防災組織と

災害時には、他の自主防災組織と避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日頃からコミュニケーションをとり、災害時に協力して混乱が起らないようにすることが重要です。定期的に会合や訓練を実施し、共通認識が持てるように心がけましょう。

### d. 地域の事業所と

事業所が保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動、避難施設としての施設開放への協力などの応援を得られれば非常に役立つ存在となります。防災訓練への参加の呼びかけや事業所が実施する訓練に協力するなど、日頃から密接な連携をとるようにしましょう。



## Ⅲ 補助金制度

### 自主防災組織補助金

町では、自主防災組織に対し、その育成及び活動を促進するため、自主防災組織が行う防災資機材の整備及び活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。地域防災力の向上のため、本補助金の積極的な活用をお願いします。

なお、申請にあたっては、寄居町自主防災組織補助金交付要綱により、以下の書類を町に提出してください。

#### (1) 防災資機材の整備（購入・修繕）の実施

- ① 自主防災組織防災資機材整備補助金交付申請書（様式第2号）
- ② （購入の場合）仕様書及び見積書
- ③ （修繕の場合）修繕の内容が分かる書類と見積書
- ④ 保管場所の図面（町整備の地区防災倉庫に保管する場合を除く）

#### (2) 防災組織活動の実施

- ① 自主防災組織活動実施補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 事業実施計画書
- ③ 収入支出予算書

## IV 資料

### 寄居町自主防災組織補助金交付要綱

制定 平成31年3月20日 告示第34号

(趣旨)

第1条 町長は、自主防災組織に対し、その育成及び活動を促進するため、自主防災組織が行う防災資機材の整備及び活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 町民が自主的に地域の防災活動を行うため、行政区を単位として組織する団体で、自主防災組織設立届出書（様式第1号）により町長に届出のあったものをいう。
- (2) 防災資機材 防災活動を行うときに使用するもので、別表第1に規定するものをいう。
- (3) 防災組織活動 自主防災組織が行う防災訓練、防災倉庫の維持管理、防災会議の開催及び防災講演会・講習会への参加をいう。
- (4) 世帯数 自主防災組織を構成する行政区の加入世帯の数をいい、その年度の寄居町行政区運営費交付要綱（平成10年寄居町告示第11号）第2条で定める世帯数をいう。

(補助対象経費の範囲)

第3条 第1条に規定する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災資機材の整備（購入・修繕）の実施
- (2) 防災組織活動の実施

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。



る。

- 2 補助金の交付は、前条各号に掲げる補助対象の区分ごとに、それぞれ毎年度1回を限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第2号及び様式第3号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(変更承認申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後、補助事業等の内容の変更、中止又は廃止を行う場合は、自主防災組織（防災資機材整備・活動実施）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、補助事業等の内容に大幅な変更がなく、かつ、補助金額の増額を伴わない補助事業対象額の20パーセント以内の変更の場合は除く。

- 2 前項に規定する変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、自主防災組織（防災資機材整備・活動実施）補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号及び様式第8号のとおりとし、規則第11条の報告を兼ねるものとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、当該補助事業完了後30日以内又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、自主防災組織（防災資機材整備・活動実施）補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助金の決定通知書の交付を受けた者が補助金の交付を請求するときは、自主防災組織(防災資機材整備・活動実施)補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金は、前項の請求に基づく精算払いとする。ただし、町長は、補助事業の執行上特に必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても、第6条で通知した範囲内の額を、前項による請求に基づき概算払いにより交付することができる。

(処分制限財産の規定等)

第11条 規則第19条第2号に規定する町長が定めるものは、次の各号に掲げるとおりとし、これらに係る同条ただし書の町長が定める期間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建設事業 15年

(2) 将来資本形成を目途とする事業 5年

(書類の整備・保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(寄居町自主防災組織設置運営補助金交付要綱の廃止)

2 寄居町自主防災組織設置運営補助金交付要綱(平成9年寄居町告示第76号。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

ただし、旧要綱の規定により行われる実績報告書の提出期限は、なお、旧要綱の例による。

別表第1（第2条関係）

防災資機材

区分	品名
初期消火 資機材	消火器、可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火活動用）、その他初期消火活動に必要な資機材
避難誘導用 資機材	ハンドマイク、携帯用無線通信機（トランシーバー）、ヘルメット、その他避難誘導に必要な資機材
救助用 資機材	バール、ジャッキ、のこぎり、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、活動服一式（難燃）、災害救助用ボート、担架、除雪機、ボトルクリッパー、つるはし、大ハンマー、かけや、剣先スコップ、軍手、カッターナイフ、土のう袋、その他救助活動に必要な資機材
救護用 資機材	救急医療セット、その他救護活動に必要な資機材
避難生活用 資機材	毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、発電機、ランタン、投光器、ろ水器、炊飯装置、ストーブ、テント、組立式シャワー、自転車、車イス、リヤカー、防水シート、防災井戸、揚水機、ラジオ、パソコン、懐中電灯、標識ロープ、非常用炊飯袋、その他避難生活に必要な資機材
訓練用 資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材
その他	簡易収納庫、防災倉庫、その他町長が特に必要と認めたもの

別表第2（第4条関係）

補助金の額等

項目		補助率	具体的経費
防災資機材の整備 (購入・修繕)の実施		100分の75 ただし、上限額を225,000円未満とする。	別表第1に定める資機材
防災組織活動の実施	①防災訓練の実施	10分の10 ただし、①から④までの各項目の合計額は各行政区ごとに次の算式により算出された額を上限とする。  20,000円＋100円×世帯数＝ (世帯数はその年度の寄居町行政区運営費交付要綱で届け出た世帯数とする)	消耗品、燃料、食材(炊き出し訓練のための材料費、当日のお茶代)、印刷、医薬品、はがき、切手、訓練に関する保険料等 ※食材費の内、次のものは補助対象から除く。「弁当」「菓子類」「アルコール類」「お土産代」 ※訓練の参加者を対象とした「参加賞」的なものは、原則対象から除く。ただし、災害時のために「家庭内備蓄」を促すことを意図したものの(非常食や災害用トイレ等の防災グッズ)については、対象とする。 ※人件費は原則対象から除く。ただし、訓練の講師を民間・NPO団体等に依頼した場合の講師謝金(1回上限5千円)は対象とする。
	②防災倉庫の維持管理		消耗品(防災倉庫内の備蓄品で更新や追加整備するもの；電池、ロープ、防水シート等)、燃料(発電機用)、食材(作業当日のお茶代)
	③防災会議の開催		消耗品、食材(当日のお茶代)、印刷
	④防災講習会・講演会への参加		交通費(公共交通機関を利用したもので、一般に利用される最短な経路に係るものに限る)

様式第2号（第5条関係）

自主防災組織防災資機材整備補助金交付申請書

年 月 日

寄居町長 あて

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

㊞

代表者電話番号

防災資機材の整備（購入・修繕）に係る補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 防災資機材の整備（購入及び修繕）計画

項目	品名（品番・規格）	購入・修繕の別	数量	単価(円)	金額(円)
防災資機材の品名、数量及び金額					
合計額					
交付申請額	(100円未満切捨て)				

3 整備（購入・修繕）予定日 年 月 日

- 4 添付書類
- ・（購入の場合）仕様書及び見積書
  - ・（修繕の場合）修繕の内容が分かる書類及び見積書
  - ・保管場所の図面（ただし、町整備の地区防災倉庫に保管する場合は除く。）

様式第3号（第5条関係）

自主防災組織活動実施補助金交付申請書

年 月 日

寄居町長 あて

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

㊞

代表者電話番号

自主防災組織運営及び訓練実施補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助事業の目的 自主防災組織の活動実施
- 3 事業実施期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで
- 4 事業の主な実施場所 \_\_\_\_\_ 地区内
- 5 組織構成世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯
- 6 補助事業の内容 (1) 事業実施計画書  
(2) 収支予算書







年 月 日

寄居町自治防災課長 あて

【FAX 581-5100 送信票不要】

寄居町\_\_\_\_\_区自主防災組織

代 表 \_\_\_\_\_

### 自主防災訓練開催に伴う機材の借用申請書

このことについて、下記のとおり自主防災訓練の実施を計画しております。  
つきましては、資機材（DVD・再生装置・プロジェクター・スクリーン）の借用を申請します。

#### 記

1 日 時

\_\_\_\_\_年 月 日（ ） \_\_\_\_\_時 分 ～ \_\_\_\_\_時 分

2 場 所 \_\_\_\_\_

3 訓練内容

視聴覚教材の視聴【DVD】利用

- 記録的大雨からいのちを守る10か条
- 気象災害から命を守る
- 熊本地震から学ぶ こんな対策があなたを救う
- 地震だ！その時どうする？ 自分を守り、みんなで助け合おう。
- 地域の人々を戦力に 自主防災組織の新しい挑戦
- 全員参加の自主防災 災害に強いまちづくり
- がんばってます！自主防災 地域の力で減災

4 対象者 \_\_\_\_\_区自主防災組織構成員（ \_\_\_\_\_人程度）

連絡先 \_\_\_\_\_区自主防災組織代表

寄居町大字 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

年 月 日

寄居町自治防災課長 あて

【FAX 581-5100 送信票不要】

寄居町\_\_\_\_\_区自主防災組織

代 表 \_\_\_\_\_

自主防災訓練開催に伴う消防職員の派遣について（お願い）

このことについて、下記のとおり自主防災訓練の実施を計画しております。  
つきましては、深谷市消防本部職員のご指導を賜りたいと存じますので、当該  
消防本部へ職員派遣の依頼をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1 日 時

第1希望 \_\_\_\_\_年 月 日( ) \_\_\_\_\_時 分 ~ \_\_\_\_\_時 分

第2希望 \_\_\_\_\_年 月 日( ) \_\_\_\_\_時 分 ~ \_\_\_\_\_時 分

第3希望 \_\_\_\_\_年 月 日( ) \_\_\_\_\_時 分 ~ \_\_\_\_\_時 分

2 場 所 \_\_\_\_\_

3 訓練内容(レ点をお願いします。)

- 初期消火訓練
  - 当日が雨天の場合は、訓練を中止します。
  - 当日が雨天の場合は、防災に関する講話をお願いします。
- 救護訓練
  - 心肺蘇生（心臓マッサージ・人工呼吸・AED）
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

4 対 象 者 \_\_\_\_\_区自主防災組織構成員（ \_\_\_\_\_ 人程度）

連絡先 \_\_\_\_\_区自主防災組織代表

寄居町大字 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_





寄 居 町  
自 治 防 災 課